

島尻特別支援学校 幼児児童生徒指導内規

第1章 幼児児童生徒心得

1. 礼法

(1) 言葉遣いは丁寧に、応対は誠実な態度で行う。

2. 服装・容儀

(1) 生徒は登下校時及び校時中は、以下の学校指定の制服を着用すること。

男子…黒の標準型学生ズボン、白の半袖か長袖シャツ、標準型学生服

女子…黒のヒダスカート、白の半袖シャツ、黒のビロードリボン、黒長袖ダブルジャケット

3. 通学

(1) 午前8時45分までに登校し、完全下校は午後5時とする。

(2) 車両通学（乗用車・二輪車）は全面禁止とする。

4. アルバイト

(1) アルバイトは原則として禁止とする。

第2章 遅刻、早退、欠席の指導に関する規程

1. 遅刻

(1) 始業のチャイムが鳴り終わるまでに、入室していなければ原則として遅刻とする。

(2) 遅刻をした場合は、担任・教科担任等の指導・許可を得て入室する。

2. 早退

(1) 登校後やむをえず早退する場合は、学級担任もしくは副担任、担当する職員に連絡をすること。

※原則、保護者等への引き継ぎとする。

3. 欠席

(1) 無届欠席については、電話連絡などにより、保護者に確認する。

(2) 長期欠席については生徒指導委員会で審議し、各学部で対応する。

第3章 懲戒規程（高等部のみ）

1. 懲戒

(1) 懲戒は訓告、停学及び退学とする。

(2) 出席停止、訓告、停学及び退学の処分は、校長がこれを行う。

2. 訓告

(1) 訓告は、保護者同伴の上、校長が訓戒を与え、一定の指導期間を設けて指導する。

3. 出席停止・停学

(1) 出席停止・停学は、保護者同伴の上、校長が訓戒を与え、一定の指導期間を設けて指導する。

4. 退学

(1) 退学は、沖縄県立特別支援学校管理規則39条に該当するものについてのみ行い、保護者の出席を求め、校長が訓戒を与え、退学の勧告をする。

附 則

この基本方針は、平成24年7月19日 より施行する。

平成26年4月1日 一部改正

平成28年5月18日 一部改正

平成30年4月6日 一部改正

平成31年4月1日 一部改正

令和3年10月1日 一部改正